

軽貨物自動車運送事業者に対して、関係法令において以下に示すような安全確保等にかかる規定がありますので、これらを遵守いただき安全運行につとめてください。

「主な安全規制」

・休憩や休息が十分とれるように、勤務時間及び乗務時間を定めていただき、これを遵守しましょう。



貨物自動車運送の届出です。
旅客の運送はできません！



表

・貨物の運送に関する損害賠償に対応できる任意保険等に参加しましょう。



・乗務前にアルコールチェッカーによる酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、記録する必要があります。



・過積載運行はやめましょう。

乗用車使用の場合、積載可能な重量は
(乗車定員 - 乗車人数) × 55kgです。



・車両に名称、氏名若しくは記号を見やすいように表示しましょう。

・視野もしくはハンドルその他の装置の操作を妨げることとなるような積載はやめましょう(道交法)。



裏面に続く

運転手を雇用している場合は、表面の安全規制の他、次の事項も実施しなければなりません。

・運転者を雇用している場合、乗務前に酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、安全な運行を行うための指示、いわゆる「**点呼**」を実施しましょう。



・過積載にならないよう運転者に適切に指導しましょう。



裏

・安全な運行を行うため、運転者に適切な指導を実施し、その結果を記録しましょう。



これら「主な安全規制」は、遵守しなければならない一例となります。

詳しくは

- ・「貨物自動車運送事業輸送安全規則」をご覧ください
- ・各都道府県の運輸支局輸送担当まで、ご連絡ください。

